

吹田市高齢者いきいの間における 警報が発令された場合の休館について（変更）

吹田市に暴風警報、**レベル3大雨警報**、**レベル4大雨危険警報**
または**特別警報**が発令された場合は、以下の基準で休館とします。

判断基準	休館とする時間区分
午前7時時点	午前（午前10時～12時30分）
午前11時時点	午後（午後1時～午後5時）

【例】午前7時時点で暴風警報が発令中で午前9時までに警報が解除された場合
⇒午前（午前10時～12時30分）までは休館とし、その後開館します。

※ 施設の使用中に上記警報が発令された場合には、その時点で使用を中止していただきます。御了承ください。

令和8年5月29日より 気象の警報などが大きく変わりました

	河川氾濫	大 雨	土砂災害	高 潮
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル 1	早期注意情報			



警報・注意報の情報名に「レベル」が付記されます



河川の氾濫の危険度の伝え方が変わりました（特別警報の新設など）



「警戒レベル4相当」の情報は「危険警報」として発表されます

吹田市福祉部高齢福祉室
高齢者いきいの間担当
電話 06-6384-1336